

令和6年度の学校給食費について

1 さいたま市の学校給食

- ◆さいたま市では、全小・中学校で「自校方式による学校給食」により、旬の食材や地元産の食材を積極的に取り入れた特色ある献立を実施しております。
- ◆学校給食は、文部科学省が示す「学校給食衛生管理基準」に則り、調理は全て当日に行い、検食を行った上で2時間以内に提供しています。(衛生管理上、持ち帰りはできません。)
- ◆学校給食費として保護者様に負担いただくのは、食材費相当分のみです。(学校給食法第11条)

2 学校給食費の納付について

- ◆学校給食費の納付方法は、原則口座振替です。

- ◆納期は、年9回で、原則月額で納付いただきます。

- ◆納付金額は、給食基準回数に基づき算定します。「年間学校給食費＝一食単価×年間給食予定回数」になるよう、原則として第9期で金額調整します。

※食物アレルギー等で牛乳停止又は牛乳のみの提供となる場合は、相当額を減額します。

※災害や感染症により学校が臨時休業(学校・学年・学級閉鎖)した際に学校給食の提供がなかった場合、学校給食費は徴収しません。第9期で調整又は4月以降に還付を行います。

- ◆具体的な金額及び納付期限、振替口座情報については、6月20日頃にご自宅へ送付する通知書でお知らせします。また、口座振替の登録が完了していない場合など、納付方法が納付書払いの方には「納付書」をご自宅へ送付します。

- ◆令和6年度の口座振替日(納付期限)は、次のとおりです。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
対象月	4月分 5月分	6月分	7月分	8・9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分 3月分
納付期限	7/1	7/31	9/30	10/31	12/2	1/6	1/31	2/28	3/31

3 学校給食の変更に関する届出について

以下に該当する場合は、食材発注の都合上、原則として事由の生じる6日前(土日祝・年末年始除く)までに「学校給食喫食内容変更届」を通学する学校に提出してください。用紙は、各学校から受け取ってください。

提出が遅れた場合には、提出日の翌日から起算して6日目(土日祝・年末年始除く)以降に適用となります。

- ・食物アレルギー等による学校給食の全部を停止、若しくは牛乳停止又は牛乳のみの提供となる場合
- ・停止していた給食を再開する場合
- ・傷病等により、学校給食を実施する日において連続6日以上欠食する場合

令和6年度の 学校給食		給食基準 回数※1	保護者負担額	
			一食※2	月額
小学校		185回	260円	4,380円
中・中等教育学校		178回	317円	5,130円
特別支援 学校	小学部	180回	314円	5,140円
	中・高等部		355円	5,810円
牛乳単価53円				
※1 小学校1年生は180回、中学校3年生は162回になり、給食基準回数との差の回数分については、第9期で減額調整いたします。				
※2 提供する学校給食の食材費用として、上記の一食当たりの保護者負担額とは別に、小学校・特別支援学校小学部は31円、中学校・中等教育学校、特別支援学校中・高等部は39円を物価高騰対策として市が負担しています。				

4 住所や氏名、口座情報等の変更について

◆住所や氏名等の変更

変更内容	学校への提出書類
住所・氏名	なし※
学校給食費負担者、 保護者の人数	学校給食申込書
電話番号	学校給食申込事項等変更届

※住所・氏名変更があった場合は、区役所に届け出ていただいた情報に自動的に変更いたします。ただし、区役所に届け出た住所以外に各通知書の送付を希望する場合は、「学校給食申込事項等変更届」を学校から受け取り、学校へ提出してください。

◆口座情報の変更（名義変更、金融機関変更など）

以下2通りの手続きにより、口座情報を上書きいたします。二重で口座振替をすることはありません。口座情報手続き完了するまでは、登録済みの口座から口座振替します。

登録済みの口座振替の停止は、Webで行うことができません。通学先の学校から「口座振替依頼書（取消届）」を受け取り、金融機関へ提出してください。ゆうちょ銀行の場合は、下記問い合わせ先にご連絡ください。

①Webでの申込

さいたま市 Web 口座振替受付サービスにより申し込むことができます。

このサービスは、ヤマトシステム開発株式会社及び金融機関等の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用しています。

以下の URL または QR コードからアクセスして手続きをしてください。

【URL】<https://www.city.saitama.lg.jp/003/002/014/004/p098162.html>



※日本スポーツ振興センターの災害共済制度に加入している場合は、「学校給食費」とは別に「日本スポーツ振興センター保護者負担金」の口座変更の手続きもお願いします。

②金融機関窓口での申込

Web 申込対応の金融機関の口座を所持していない又は口座開設が困難な場合は、紙の「口座振替依頼書」を使用することにより手続きすることができます。通学先の学校から「口座振替依頼書」を受け取り、金融機関に提出してください。

「口座振替依頼書」は、「学校給食費」「日本スポーツ振興センター保護者負担金」の2件の申込用紙になります。ただし、日本スポーツ振興センターに加入予定のない方については、「学校給食費」のみの申し込みと読み替えてください。

◆市立学校以外に転出する場合

市への転出に関する届出に基づいて処理をします。別途手続きする必要はありません。

◎ 就学援助制度（学校給食費）のご案内

本市では、小・中学校、中等教育学校（前期課程）へ通うお子様を養育している保護者の方で、経済的な理由などにより学校給食費の支払いでお困りのご家庭に対し、その費用の援助を行っております。

お申し込みを希望される方は、市立小・中・中等教育学校及び教育委員会の学事課、各区役所の区民課に用意しております「就学援助費受給申請書兼世帯票」に漏れなく記入のうえ、必要書類を添えてお子様の通学する学校へ提出してください。

詳しくは、市ホームページより「就学援助制度」でサイト内検索をしていただき、「さいたま市／就学援助制度（学用品費等の援助）について」のページをご確認ください。

《お問い合わせ先》

さいたま市教育委員会事務局 学校教育部 おいしい給食サポート課 給食会計係

TEL: 048-829-1591 FAX: 048-829-1990

